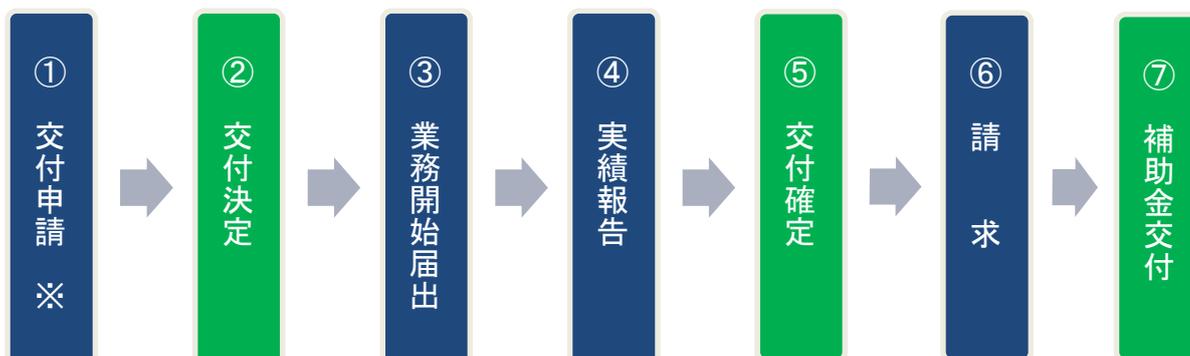


# 東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金

対象施設	要件		補助金額
工場 試験研究施設 物流施設 観光施設 情報処理関連施設 商業施設	設備投資等	<p>①投下固定資産額500万円以上 (建物水平投影部分の土地を含む) 土地取得のみは対象としない。</p> <p>※企業立地促進補助金との併用不可</p> <p>②新規雇用(必須ではない) 投下固定資産額算定に併せて新規雇用がある場合 算定額に加算する。 業務開始後2、3年目に純増で対象とする。</p>	<p>●1事業者につき1年度の申請限度額1千万円</p> <p>①土地を含む投下固定資産額の10%</p> <p>②雇用加算(2、3年目は純増で追加) 新規常用雇用者数×25万円(5人以上) 新規常用雇用者数×20万円(5人未満) 新規短時間労働者数×15万円(5人以上) 新規短時間労働者数×10万円(5人未満)</p>
創業施設 (工場、試験研究施設、物流施設、観光施設、情報処理関連施設、商業施設のいずれかに該当するもの)	創業者が事業を行う場合	<p>①投下固定資産額50万円以上 (建物水平投影部分の土地を含む) 土地取得のみは対象としない。</p> <p>②従業者のうち1人以上が市内在住</p>	<p>●1事業者につき1年度の申請限度額2百万円</p> <p>①土地を含む投下固定資産額の1/2</p> <p>②雇用算定 新規常用雇用者数×20万円 3年目まで新規常用雇用者純増人数×20万円</p>
テレワーク	サテライトオフィスの設置		

備考:上記申請に係る企業名、補助金の額及び補助金算定の根拠等は市のHP等により公表します。



※工事着手等(契約、発注など)の前日まで